

令和2年5月11日

各小学校生涯学習ルーム運営委員長様
各小学校区教育協議会－はぐくみネット－委員長様
各学校体育施設開放事業運営委員会委員長様

城 東 区 長

生涯学習ルーム事業及び「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」事業、学校体育施設開放事業
における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（通知）

平素は、生涯学習ルーム事業、「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」事業、学校体育施設開放事業にご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、令和2年4月9日付け文書において、大阪府を対象とする緊急事態宣言発令期間（4月8日～5月6日）の事業の実施を中止していただきますようお願いしていましたが、5月4日に、緊急事態宣言の延長が発令されたことをうけ、大阪府を対象とする緊急事態宣言発令期間は、各事業の実施を中止していただきますようお願いします。

なお、緊急事態宣言発令期間以降についても、改めて通知するまでは、この措置を継続していただきますようお願いします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後変更した対応をお願いする場合がありますので、ご承知おきください。

【問合せ先】

城東区役所 市民協働課（市民活動支援担当）

生涯学習事業担当：電話 06-6930-9094 鶴田・井上

はぐくみネット事業担当：電話 06-6930-9093 鶴田・米田

学校体育施設開放事業担当：電話 06-6930-9042 鶴田・諸富